

# 教 育 委 員 会 会 議 録

令和2年7月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分	
				定 例 会	
開会場所	加悦保健センター 2階 農事相談室		担当書記	相 馬 直 子	
会議日程	自 令和2年7月28日（火） 1日間 至 令和2年7月28日（火）				
出席者数	委員 5名 出席				
出席委員	教育長 塩見 定生                      委 員 岡田 三栄子 委 員 樋口 潔                          委 員 酒井 英隆 委 員 佐々木 和代				
欠席委員	な し				
説 明 者	教育次長                      相馬 直子                      学校教育課長                      柴田 勝久 社会教育課長                      植田 弘志                      総括指導主事                      高岡 弘安				
署名委員	委 員 岡田 三栄子                      委 員 樋口 潔				
そ の 他	【傍聴者】 なし				

## 会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	議案第10号 与謝野町社会教育関係補助金交付要綱の一部改正について	承認可決
	議案第11号 与謝野町スポーツ推進委員の委嘱について	承認可決
	議案第12号 与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討委員の委嘱について	承認可決
	議案第13号 与謝野町教育委員会事務局職員の懲戒処分について [非公開]	承認可決
	議案第14号 与謝野町教育委員会事務局職員の訓告措置について [非公開]	承認可決
	議案第15号 与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会設置要綱の一部改正について	承認可決

## 協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	( な し )
報告事項	・ いじめが原因と疑われる重大事態について [非公開]
そ の 他	・ 今後の予定等について

# 教育委員会会議録

- 1 日 時 令和2年7月28日 午前9時30分から午前11時00分まで
- 2 場 所 加悦保健センター 2階 農事相談室
- 3 議事の概要

(塩見教育長)

それでは、令和2年度第4回教育委員会会議を始めさせていただきます。本日の会議の傍聴はございませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」でございますが、岡田委員と樋口委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(両委員とも了承)

それではよろしくお願いたします。

次に、日程第2「確認事項」としまして、前回会議録等の確認をお願いしたいと思ます。いかがでしょうか。

(樋口委員)

一部文言の修正をお願いいたしました。

(塩見教育長)

それでは指摘の箇所を整理した上で修正し、次回の教育委員会会議で承認・署名をお願いしたいと思います。

次に、日程第3「教育長の報告」に入らせていただきます。

今年は梅雨が長引いておりますが、報道によれば今日か明日にはあけるのではないかと言われております。振り返りますと、7月5日以降、雨の日が続いておりましたので、今年は長梅雨になるのかと思っておりますが、過去の記録によればそうでもないとのことであります。しかしながら、九州地方をはじめ、岐阜県、長野県、島根県などは大雨による甚大な被害に見舞われ、お亡くなりになられた方がいらっしゃったり、生活道路や家屋等が倒壊するなどの被害が発生しております。1日も早い復旧・復興を願うばかりでございます。

また、新型コロナウイルス感染症につきましても、まだまだ収束がみえない状況でございます。7月の4連休の影響がどうで出るかが注目されるところです。過日の新聞報道によりますと、京都府では7月19日に過去最大の陽性者27名が確認されたとのことです。

が、引き続き、今後の情勢を注視していかなければならないと思っております。

学校につきましては、5月21日に再開し、1学期は7月31日までとし、2学期は8月20日から始業することにより、授業時数の確保等に努めてまいりました。今年度は変則的に夏季休業は19日間でございます。そのため、例年よりも相当長い2学期になるわけですが、引き続き、学校行事等の実施につきましても考えていかなければならないと思っております。

今週末頃に梅雨明けとなりますと、急激に暑くなることが想定されます。登下校はもとより、夏季休業中におきましても、熱中症には十分気を付けていかなければなりません。また、今年度は学校のプール使用は中止しておりますが、暑くなりますと、水難事故が気になりますので、こうしたことへの対応にも留意していかなければならないと思っております。児童生徒の安心安全対策といたしまして、町内に数多くあるため池の位置を周知することなどを指示したところです。新しい生活様式のもと、マスクの着用が当たり前になってきております。子どもたちの健康安全を最優先にしつつ、引き続き、教育活動の充実に努めてまいりたいと思っております。

過日、新聞でも報道されましたが、令和3年度の府立高校入学者選抜の学力検査における出題範囲が公表されました。各中学校にはその内容を情報提供するとともに、出題範囲ではないから指導しなくてもよいということではない、と徹底いたしました。中学校で学ぶべき内容はしっかりと指導しなければなりません。生徒の将来を見据え、大学受験や社会人になるにあたって、中学校で習っていない分野があったということがないように指導したところです。8月3日以降、各高校において学校公開が行われます。引き続き、進路指導の充実に努めてもらいたいと思っております。

次に、学校等の状況についてですが、再開して2カ月あまりが過ぎ、あと数日で1学期が終了するところまで参りました。徐々にではありますが、順調に教育活動が実施できていると思っております。ただ、慣れにより、新型コロナウイルスに対する警戒心が薄れていないかと危惧しております。Go To トラベルキャンペーン等が実施されている中、お盆明けや夏季休業後はどういう状況になるのかとかなり心配しております。2学期当初については十分に注視していかなければならないと思っております。

小学校では各学校とも授業参観を実施するなどして、子ども同士、保護者同士、また、学校と保護者間の関係を少しずつ取り戻しつつあります。また、校外学習を実施している学校もあります。小学校2年生までの生活科の取組の中ではまち探検なども行っております。児童会活動につきましては、運動会が開催できなかったということもあり、十分に実施できていない状況ではありますが、七夕飾りに自分の願いや思いを書いてみようといった取組など、徐々にではありますが活動を行っているところです。中学校では、過日、期末テストが終わりました。校外学習を実施した学校もございますし、公立・私立高校の説明会なども実施されております。部活動も本格化し、対外試合も実施しております。8月1日、2日には縮小した形ではありますが、丹後ブロックの中学校総合体育大会も開催されます。特に中学校3年生に、部活動の集大成として力を発揮させてやりたいとの思いもあって実施されるということですので、ご理解いただきたいと思っております。生徒会活動といたしましては、非行防止教室を開催し、例えば、スマホの使い方を勉強してみようという取組が実施されておりますし、小学校と同じく、七夕飾りに取り組んでいる学校もござい

ます。

また、京のメダリスト創生事業において、加悦中学校3年生の女子生徒がウエイトリフティングの指定選手に選ばれておりますので、ご紹介しておきます。

次に、ALTについてでございますが、昨年7月に江陽中学校に赴任されたマテウス先生が1年の任期をもって退任されることになりましたが、新型コロナウイルスの関係で後任者の着任は今のところ未定でございます。後任者が決まるまでの間につきましては、継続するALT等と調整し、江陽中学校区の小学校の英語教育にあたってもらいたいと思っております。

その他といたしまして、よさの大江山登山マラソンと10月初旬に実施予定であった町駅伝競走大会、与謝野町蕪村顕彰全国俳句大会の表彰式や講演などについては中止としたところです。

教職員の働き方改革につきましては、学校休止期間を8月10日から16日の間、設定しております。

2学期以降の学校行事の在り方につきましては、今後の新型コロナウイルスの感染状況をみながら考えていかなければならないかと思っております。

報告は以上でございます。何かご質問等がありましたらお願いいたします。

(岡田委員)

小・中学校においては例年どおり1学期の通知表は渡されるのでしょうか。

(高岡総括指導主事)

先ほど教育長からもありましたとおり、授業日数の回復措置を行っておりますので、本町においては例年どおりの対応としております。

(樋口委員)

ALTの方が退任され、新型コロナウイルスの影響で後任者が決まっていないということですが、例えば、日本人で、ボランティアや就労などでの海外経験が長く、英語の堪能な方にその任にあたっていただくことはできるのでしょうか。もちろんALTには、英語指導だけではなく、海外の暮らしや文化を教えるといった役割もあるとは思いますが、日本人でも長く海外で暮らしていた方であればそうした指導も可能ではないかと思えます。町外の方でも、例えば、一定の給与・報酬等が得られて、一定期間の任用が保証されるのであれば、与謝野町に来ていただける可能性はあると思えます。本町において、日本人を任用することは可能なのでしょうか。

(高岡総括指導主事)

本町では、国の支援団体を通じてALTを招致しております。今年度は、新型コロナウイルスの関係で入国が難しいということで、来日が遅れるということです。2学期が始まってもALTが決まらなければ、変則的ですが、橋立中学校、加悦中学校区のALTに江陽中学校区の小学校での指導にあたってもらうよう、計画しております。現時点では、日本人を任用するという構想はございません。

(樋口委員)

団体を通じて外国の方を招致していただけるということはありがたいことですし、そうした連携は大切にしなければならないと思うのですが、今後、多様な方々のお力をお借りしていくということも一つの方策かと思います。

(塩見教育長)

施策として町が独自予算を組んで対応することは可能だと思いますが、外国の方に指導いただくことのメリットは大きいと思っています。ALTの招致事業が始まって30年以上がたちますが、事業が始まった頃に比べると、子どもたちの外国の方に接することへの抵抗感はかなり小さくなったと感じています。修学旅行などで積極的に外国の方に話かけている姿を見ると、英語力だけではなく、文化や外国の様々なことを学んでいるという点は否めないと思います。ただ、ご提案の点についても、今後は考えていく必要があるかもしれません。

(岡田委員)

関連して、ALTの方との契約期間をもう少し長期にすることは難しいのでしょうか。これまでは比較的長く与謝野町に勤務してくださる方が多かったのですが、子どもたちもALTと関係を深め、親しみを持って接していたと思います。短期間だと、子どもたちも先生方もようやくALTの方と親しくなって、ALTの方に少し与謝野町のことをわかっていた頃には交代ということになってしまうので、もったいないと思うのですが、いかがでしょうか。

(柴田学校教育課長)

本町では、JETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）に基づいて、ALTを任用しております。契約期間は1年ですが、ALTの方と1年ごとに意思確認をして更新することができ、最長5年の契約が可能です。選択権はALTの方にありますので、5年間勤務していただく方もありますし、1年で帰国される方もあるという現状です。

(塩見教育長)

それでは次に、日程第4「審議事項」に入らせていただきます。

「議案第10号 与謝野町社会教育関係補助金交付要綱の一部改正について」、提案理由等について植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等はございますでしょうか。

(樋口委員)

なぜ団体の名称を変更されたのですか。

(植田社会教育課長)

上位団体である「日本体育協会」が「日本スポーツ協会」に名称変更されたことを受け、全国的に多くの団体が名称変更をされており、本町におきましても、4月の総会において、名称変更することが決議されたところです。

なお、「体育指導員」もすでに「スポーツ指導員」に名称変更されております。

(塩見教育長)

それでは、「議案第10号 与謝野町社会教育関係補助金交付要綱の一部改正について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第10号 与謝野町社会教育関係補助金交付要綱の一部改正について」は、提案のとおり承認されました。

次に、「議案第11号 与謝野町スポーツ推進委員の委嘱について」、提案理由等について植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(質疑なし)

(塩見教育長)

それでは、「議案第11号 与謝野町スポーツ推進委員の委嘱について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第11号 与謝野町スポーツ推進委員の委嘱について」は、提案のとおり承認されました。

次に、議案審議の順番を変更させていただき、「議案第15号 与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会設置要綱の一部改正について」を議題とすることとし、提案理由等について植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(樋口委員)

必置の職ということですが、設置要綱第3条の組織のどこに属することになるのですか。

(植田社会教育課長)

第3条第2号の「文化財保護に関する者」に該当いたします。

(塩見教育長)

それでは、「議案第15号 与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会設置要綱の一部改正について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第15号 与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会設置要綱の一部改正について」は、提案のとおり承認されました。

次に、日程を変更いたしまして、「議案第12号 与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討委員の委嘱について」、提案理由等について植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(質疑なし)

(塩見教育長)

それでは、「議案第12号 与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討委員の委嘱について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第12号 与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討委員の委嘱について」は、提案のとおり承認されました。



[公開しないこととする議決]

与謝野町教育委員会会議規則 第14条により、議案第13号及び14号については人事に関する事件であることから、また、日程第5「報告事項」については、児童生徒の個人情報にかかる内容であることから、全出席委員異議なく、公開しないこととすることに議決。

[議案第13号 与謝野町教育委員会事務局職員の懲戒処分については提案どおり承認]

[議案第14号 与謝野町教育委員会事務局職員の訓告措置については提案どおり承認]

(塩見教育長)

それでは、日程第6「その他」に入らせていただきます。事務局から何かありますか。

(相馬教育次長)

8月の教育委員会会議につきましては、25日(火)午前9時30分から開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(塩見教育長)

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。

午前11時00分 終了

教育長

委員

委員

書記

議案第10号

与謝野町社会教育関係補助金交付要綱の一部改正について

与謝野町社会教育関係補助金交付要綱の一部を改正する告示を別紙のように定める。

令和2年7月28日提出

与謝野町教育委員会  
教育長 塩見定生

提案理由

与謝野町体育協会が与謝野町スポーツ協会に名称変更を行ったことに伴い、与謝野町社会教育関係補助金交付要綱の別表の改正を行うものである。

与謝野町教育委員会告示第●号

与謝野町社会教育関係補助金交付要綱の一部を改正する告示

与謝野町社会教育関係補助金交付要綱（平成25年与謝野町教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

別表中与謝野町体育協会補助金の項を次のように改める。

与謝野町スポーツ協会補助金	与謝野町スポーツ協会及び加盟団体の運営活動費の負担軽減を図るため	スポーツ協会の運営活動及び加盟団体の活動に要する経費	事務的経費、各種大会派遣費及び50,000円×加盟団体数 (ただし、予算の範囲内)
---------------	----------------------------------	----------------------------	--

附 則

この告示は、令和2年●月●●日から施行し、改正後の与謝野町社会教育関係補助金交付要綱の規定は、令和2年4月17日から適用する。

与謝野町社会教育関係補助金交付要綱新旧対照表

現 行				改 正 案			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
補助対象	補助金交付の目的	補助対象経費	補助金上限額又は基準額等	補助対象	補助金交付の目的	補助対象経費	補助金上限額又は基準額等
与謝野町 体育協会 補助金	与謝野町体育協会及び加盟団体の運営活動費の負担軽減を図るため	体育協会の運営活動及び加盟団体の活動に要する経費	事務的経費、各種大会派遣費及び50,000円×加盟団体数 (ただし、予算の範囲内)	与謝野ス ポーツ協 会補助金	与謝野町スポーツ協会及び加盟団体の運営活動費の負担軽減を図るため	スポーツ協会の運営活動及び加盟団体の活動に要する経費	事務的経費、各種大会派遣費及び50,000円×加盟団体数 (ただし、予算の範囲内)
ジュニア スポーツ 育成連絡 協議会補 助金	ジュニアスポーツ育成のため運営活動費の負担軽減を図るため	ジュニアスポーツの育成に要する経費及び講習会開催に係る経費	事務的経費及びクラブ運営経費5,000円×加盟団体数+10,000円×競技別複数団体 (ただし、予算の範囲内)	ジュニア スポーツ 育成連絡 協議会補 助金	ジュニアスポーツ育成のため運営活動費の負担軽減を図るため	ジュニアスポーツの育成に要する経費及び講習会開催に係る経費	事務的経費及びクラブ運営経費5,000円×加盟団体数+10,000円×競技別複数団体 (ただし、予算の範囲内)
大江山登 山マラソ ン実行委 員会	町おこし及び住民の健康増進を目的とし、よさの大江山登山マラソン大会を開催するため	大会運営に要する経費	事業実施に係る運営経費一定額を交付 (ただし、予算の範囲内)	大江山登 山マラソ ン実行委 員会	町おこし及び住民の健康増進を目的とし、よさの大江山登山マラソン大会を開催するため	大会運営に要する経費	事業実施に係る運営経費一定額を交付 (ただし、予算の範囲内)
与謝野町 駅伝競走 大会補助 金	町民のスポーツ振興を目的とし、駅伝競走大会を開催するため	大会運営に要する経費	事業実施に係る運営経費 (ただし、予算の範囲内)	与謝野町 駅伝競走 大会補助 金	町民のスポーツ振興を目的とし、駅伝競走大会を開催するため	大会運営に要する経費	事業実施に係る運営経費 (ただし、予算の範囲内)
総合型地 域スポー ツクラブ 補助金	町民の健康増進を目的に、生涯スポーツ社会の実現に向けて、クラブ運営経費の負担軽減を図るため	各スポーツクラブの運営活動に要する経費	1クラブ上限300千円 (ただし、予算の範囲内)	総合型地 域スポー ツクラブ 補助金	町民の健康増進を目的に、生涯スポーツ社会の実現に向けて、クラブ運営経費の負担軽減を図るため	各スポーツクラブの運営活動に要する経費	1クラブ上限300千円 (ただし、予算の範囲内)

イングリッシュキャンプ実行委員会補助金	子どもたちが英語に親しむ機会を提供することを目的とし、イングリッシュキャンプ事業を実施するため	事業実施に要する経費	事業実施に係る運営経費(ただし、予算の範囲内)
与謝野町青少年育成会補助金	与謝野町の青少年健全育成を図るため	青少年育成会の運営活動に要する経費	会の運営経費(ただし、予算の範囲内)
与謝野町婦人会補助金	与謝野町婦人会の運営活動費の負担軽減を図るため	婦人会の運営活動に要する経費	会の運営経費(ただし、予算の範囲内)
与謝野町文化協会補助金	与謝野町文化協会の運営活動費の負担軽減を図るため	文化協会の運営活動に要する経費	会の運営経費(ただし、予算の範囲内)
与謝野町連合PTA協議会補助金	与謝野町連合PTA協議会の運営活動費の負担軽減を図るため	連合PTA協議会の運営活動に要する経費	会の運営経費(ただし、予算の範囲内)
与謝野町俳句大会実行委員会補助金	町の特色ある文化の一つである俳句文化の振興を目的とし、与謝野町俳句大会を開催するため	大会運営に要する経費	事業実施に係る運営経費(ただし、予算の範囲内)
その他補助金	社会教育の振興に寄与し教育長が特に認めた事業	事業実施に要する経費	事業実施に係る運営経費(ただし、予算の範囲内)

イングリッシュキャンプ実行委員会補助金	子どもたちが英語に親しむ機会を提供することを目的とし、イングリッシュキャンプ事業を実施するため	事業実施に要する経費	事業実施に係る運営経費(ただし、予算の範囲内)
与謝野町青少年育成会補助金	与謝野町の青少年健全育成を図るため	青少年育成会の運営活動に要する経費	会の運営経費(ただし、予算の範囲内)
与謝野町婦人会補助金	与謝野町婦人会の運営活動費の負担軽減を図るため	婦人会の運営活動に要する経費	会の運営経費(ただし、予算の範囲内)
与謝野町文化協会補助金	与謝野町文化協会の運営活動費の負担軽減を図るため	文化協会の運営活動に要する経費	会の運営経費(ただし、予算の範囲内)
与謝野町連合PTA協議会補助金	与謝野町連合PTA協議会の運営活動費の負担軽減を図るため	連合PTA協議会の運営活動に要する経費	会の運営経費(ただし、予算の範囲内)
与謝野町俳句大会実行委員会補助金	町の特色ある文化の一つである俳句文化の振興を目的とし、与謝野町俳句大会を開催するため	大会運営に要する経費	事業実施に係る運営経費(ただし、予算の範囲内)
その他補助金	社会教育の振興に寄与し教育長が特に認めた事業	事業実施に要する経費	事業実施に係る運営経費(ただし、予算の範囲内)

与謝野町社会教育関係補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、与謝野町補助金等の交付に関する規則（平成18年与謝野町規則第38号）に定めるもののほか、社会教育団体及び社会教育関係が開催する各種大会及び事業並びに組織を運営している実行委員会等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 与謝野町社会教育関係補助金（以下「補助金」という。）の対象事業及び補助金の額等は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、与謝野町社会教育関係補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に事業計画書、収支予算書及びその他参考となる資料を添付して教育長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 教育長は、交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査したうえで、補助金交付の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第5条 申請者は、事業が完了したときは、速やかに与謝野町社会教育関係補助金実績報告書（様式第2号）により次に定める書類を添付して教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業完了報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他教育長が必要と認める資料

(補助金額の確定)

第6条 教育長は、前条の報告を受けたときは、報告書の書類の審査及び必要に応じて調査を行い、当該報告に係る実施事業が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、与謝野町社会教育関係補助金確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の概算払及び精算払の請求)

第7条 申請者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、与謝野町社会教育関係補助金概算払請求書（様式第4号）又は与謝野町社会教育関係補助金精算払請求書（様式第5号）を教育長へ提出しなければならない。

（補助金の返還）

第8条 教育長は、申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、与謝野町社会教育関係補助金返還請求書（様式第6号）により期限を定めて返還を命ずるものとする。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月23日から施行し、平成25年4月1日から適用する。





議案第 1 1 号

与謝野町スポーツ推進委員の委嘱について

次の者をスポーツ基本法（平成 2 3 年法律第 7 8 号）第 3 2 条第 1 項により与謝野町スポーツ推進委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 2 年 7 月 2 8 日提出

与謝野町教育委員会  
教育長 塩見 定生

氏名	住所	年齢
井崎 潤市郎	加悦 2 0 1 - 2	4 1 歳

提案理由

現在スポーツ推進委員は定員 3 0 名に対し 2 1 名と定員割れの状態である。

スポーツ推進委員会から推薦の上記の者を、委員として委嘱したいので提案するものである。

任期は令和 2 年 8 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日とする。

○与謝野町スポーツ推進委員に関する規則

平成18年3月1日

教育委員会規則第41号

改正 平成24年2月7日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員の職務その他与謝野町スポーツ推進委員（以下「委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員は、住民のスポーツ振興に関し、その分担する地域又は事項について次の職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。
- (5) 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (6) その他住民のスポーツ振興のための指導助言を行うこと。

2 前項の規定により委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

(定数)

第3条 委員の定数は、30人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においても委員を解嘱することができる。

(服務)

第5条 委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 委員は、その職務を遂行するに当たって法令並びに条例、教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。

3 委員は、その職を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第6条 委員は、常にその職務を行う上で必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則 (平成24年2月7日教委規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は公布の日から施行し、スポーツ基本法の施行の日（平成23年8月24日）から適用する。

(経過措置)

- 2 スポーツ基本法の施行の際現に体育指導委員である者で同法附則第4条の規定によりスポーツ推進委員とみなされた者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同法の施行の日における体育指導委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

※ 資料

## スポーツ推進委員の役割と任務

スポーツ基本法  
(スポーツ推進委員)

- 第三十二条** 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。
- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
  - 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

### 与謝野町スポーツ推進委員に関する規則

(職務)

第2条 委員は、住民のスポーツ振興に関し、その分担する地域又は事項について次の職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。
- (5) 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (6) その他住民のスポーツ振興のための指導助言を行うこと。

2 前項の規定により委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

議案第 1 2 号

与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討委員の委嘱について

与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会設置要綱第 3 条により、次の者を与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討委員に委嘱する。

令和 2 年 7 月 2 8 日 提出

与謝野町教育委員会  
教育長 塩見定生

氏 名	住 所	備 考
森下 衛	京都市	京都府教育庁 指導部 文化財保護課 課長

提案理由

令和元年 4 月 1 日に改正が施行された文化財保護法に定められた文化財保存活用地域計画作成のために、与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会設置要綱に基づき委員を委嘱するものである。

与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会

役職	氏名	所属等	備考
作成検討委員	小路 泰直	奈良女子大学 副学長	日本近代史
	宗田 好史	京都府立大学 文学部和食文化学科 教授	都市計画学
	森下 衛	京都府教育庁 指導部 文化財保護課 課長	
	太田 互	与謝野町文化財保護委員会 会長	
	小池 大介	与謝野町企画財政課長	
	谷口 義明	与謝野町観光交流課長	
	今井 英之	与謝野町観光協会 会長	
	堀口 卓也	与謝野町地域代表	
	安岡 孝子	住民有志	
	今西 藤美	住民有志	
	堀尾 知弘	住民有志	
相談役	広瀬 和雄	国立歴史民俗博物館 名誉教授	日本古代史(考古学)
	増 淵 徹	京都橘大学 文学部 歴史学科 教授	日本古代史(文学)
	藪田 貫	兵庫県立歴史博物館 館長	日本近世史(文学)
	日向 進	京都工芸繊維大学 名誉教授	日本建築史
	八木 透	佛教大学 歴史学部 歴史文化学科 教授	民俗学
	藤田 真一	元 関西大学 文学部 総合人文学科 国語国文学専修 教授	日本近世文学
	吉原 忠雄	元 大阪大谷大学 教授	仏教美術史
調査委員	福島 克彦	大山崎町歴史資料館 館長	日本城郭史
	北野 裕子	龍谷大学 非常勤講師	繊維産業史
	鵜飼 均	京都造形芸術大学 非常勤講師 (亀岡市文化資料館)	民俗学
	藤井 健三	西陣織物館 顧問	染織史
	先山 徹	元 兵庫県立大学 大学院 地域資源マネジメント研究科 准教授	石造物石材(岩石学)
	松原 典孝	兵庫県立大学 大学院 地域資源マネジメント研究科 講師	地質学
	佐藤 亜聖	公益財団法人 元興寺文化財研究所 主任研究員	日本中世史(考古学)
	古関 大樹	京都女子大学 非常勤講師	歴史地理学
	横谷 賢一郎	大津市歴史博物館 学芸員	日本絵画史
	篠崎 隆	与謝野町文化財保護委員	鉄道史
	南 武志	近畿大学 理工学部 非常勤講師(元教授)	金属理化学分析
	斎藤 恵美	奈良女子大学 特任助教	日本宗教史
	八ヶ代 美佳	奈良女子大学 特任助教	日本近代史
町内連携部署		与謝野町企画財政課	
		与謝野町観光交流課	
		与謝野町商工振興課	
		与謝野町教育委員会事務局学校教育課	
町外連携機関		京都府教育庁 指導部 文化財保護課	
		京都府立丹後郷土資料館 資料課	
		京丹後市教育委員会事務局 文化財保護課	
		宮津市教育委員会事務局 文化振興課	
		伊根町教育委員会事務局 社会教育課	
		福知山市 地域振興部 文化・スポーツ振興課	
		舞鶴市 市民文化環境部 文化振興課	
		一般社団法人 京都府北部地域連携都市圏振興社	海の京都DMO
事務局	塩見 定生	与謝野町教育委員会教育長	
	相馬 直子	与謝野町教育委員会教育次長	
	植田 弘志	与謝野町教育委員会事務局社会教育課長	
	加藤 晴彦	与謝野町教育委員会事務局社会教育課課長補佐	
	竹下 浩二	与謝野町教育委員会事務局社会教育課主任学芸員	
	谷原 春加	与謝野町教育委員会事務局社会教育課主事	
	白数 真也	与謝野町教育委員会事務局社会教育課文化財調査員	

## 文化財保護法（抜粋：文化財保存活用大綱及び文化財保存活用地域計画）

### （文化財保存活用大綱）

第八十三条の二 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

### （文化財保存活用地域計画の認定）

第八十三条の三 市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節及び第九十二条の六第一項において「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
- 二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
- 三 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
- 四 計画期間
- 五 その他文部科学省令で定める事項

3 市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審議会（第八十三条の九第一項に規定する協議会が組織されている場合にあつては、地方文化財保護審議会及び当該協議会。第八十三条の五第二項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

4 文化財保存活用地域計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第五条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画が定められているときは、当該歴史的風致維持向上計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その文化財保存活用地域計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること。

6 文化庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ関係行政機関の長に協議しなければならない。

7 文化庁長官は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した市町村の教育委員会に通知しなければならない。

8 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る文化財保存活用地域計画を公表するよう努めなければならない。

(認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更)

第百八十三条の四 前条第五項の認定を受けた市町村（以下この節及び第百九十二条の六第二項において「認定市町村」という。）の教育委員会は、当該認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第三項から第八項までの規定は、前項の認定について準用する。

(文化財の登録の提案)

第百八十三条の五 認定市町村の教育委員会は、第百八十三条の三第五項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。第百八十三条の七第一項及び第二項において同じ。）を受けた文化財保存活用地域計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下この節及び第百九十二条の六において「認定文化財保存活用地域計画」という。）の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第一項、第九十条第一項又は第百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

2 認定市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をしようとするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聴かななければならない。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第五十七条第一項、第九十条第一項又は第百三十二条第一項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした認定市町村の教育委員会に通知しなければならない。

(認定文化財保存活用地域計画の実施状況に関する報告の徴収)

第百八十三条の六 文化庁長官は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第百八十三条の七 文化庁長官は、認定文化財保存活用地域計画が第百八十三条の三第五項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。



2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた市町村の教育委員会に通知しなければならない。

3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公表するよう努めなければならない。

(市町村への助言等)

第百八十三条の八 都道府県の教育委員会は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言をすることができる。

2 国は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするように努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、国、都道府県及び市町村は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

4 市町村の長及び教育委員会は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

(協議会)

第百八十三条の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該市町村

二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県

三 第百九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体

四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者

3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

議案第15号

与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会設置要綱の一部改正について

与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会設置要綱の一部を改正する告示を別紙のように定める。

令和2年7月28日提出

与謝野町教育委員会  
教育長 塩見定生

提案理由

文化財保護法第183条の9の第2項の規定に基づき、与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会設置要綱第3条に定める委員の人数を変更する一部改正を行うことに対し、承認を求めるものである。

与謝野町教育委員会告示第 号

与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会設置要綱の一部を改正する告示

与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会設置要綱（令和2年与謝野町教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「10人」を「13人」に改める。

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。

## 文化財保護法（抜粋：文化財保存活用地域計画）

（協議会）

第百八十三条の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該市町村

二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県

三 第百九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体

四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者

3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会設置要綱（改正後：抜粋）

令和2年4月1日  
与謝野町教育委員会告示第9号

### （設 置）

第1条 本町の文化財の保護保存と活用によるまちづくりを推進するため、文化庁が示す文化財保存活用地域計画作成指針に基づき、その基本的な方針である与謝野町文化財保存活用地域計画（以下「文化財地域計画」という。）の作成にかかる事項を協議するために、与謝野町文化財保存活用地域計画作成検討協議会（以下「検討協議会」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第2条 検討協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 文化財地域計画作成等に関する事。
- (2) その他文化財地域計画等の作成について必要な事項に関する事。

### （組 織）

第3条 検討協議会は、委員13人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから与謝野町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学識を有する者
- (2) 文化財保護に関する者
- (3) 観光振興に関する者
- (4) 町民を代表する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会教育長（以下「教育長」という）が必要と認める者

### （任 期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （運 営）

第5条 検討協議会に会長及び副会長の各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、検討協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長があらかじめ指名する。
- 5 副会長は、会長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（後略）